

## 「サギ商法なんでも 110 番」報告書(概要)

平成 22 年度の 110 番事業として「サギ商法なんでも 110 番～未公開株・投資商法・ネット詐欺・リフォーム詐欺・マルチ商法・内職などなど～」を、11 月 6 日（土）、7 日（日）の 2 日間で、東京と大阪の 2 ヶ所で実施しました。

相談件数は 2 日間で 233 件でした。特定商取引法関連の相談が 23 件、通信販売関連の相談が 31 件、金融商品関連の相談が 155 件、その他が 24 件ありました。

相談内容としては、特定商取引法関連の相談は、点検商法・内職商法・マルチ商法・SF 商法・原野商法の二次被害などの事例が寄せられました。通信販売関連の相談では、ギャンブル関連の情報商材や通販トラブルなどの相談が入りました。また携帯電話やパソコンサイトの架空・不当請求も相変わらず多く、出会い系サイトの高額利用料金の相談も寄せられました。未公開株・社債関連の相談は、他の相談を圧倒的に件数で上回り、被害が広範囲に及んでいることが分かりました。匿名組合・ファンドに関する相談も多く寄せられました。先物取引・オプション取引関連に関する相談は、先物取引・オプション取引の相談のほか、商品以外のデリバティブ取引に関する相談もありました。金融商品関連その他に関する相談では、投資信託や株取引に関する相談、詐欺的な外貨両替に関する相談も寄せられました。その他の相談は、個人間の金銭消費貸借相談や賃貸アパートに関する相談、買取屋に関する相談（クレジットカードの現金化）や振り込め詐欺の相談もありました。

### 1. 相談受付件数

相談件数	東日本	西日本	合計
6 日	72	35	107
7 日	86	40	126
計	158	75	233

マスコミ報道のあった翌日 7 日の方が若干多く相談が入りました。

### 2. 相談者・当事者の属性

相談者は男性が 144 名 (61.8%)、女性が 87 名 (37.3%) で、男性からの相談が多い結果になりました。契約の当事者も、男性 145 名 (62.2%) で、女性が 86 名 (36.9%) と相談者と同様、男性が多い結果となっています。

相談者の年齢別では、70 代 (65 名・27.9%)、60 代 (60 名・25.7%) からの相談が多く、80 代以上 17 名 (7.3%) もあわせると、全体の約 6 割が高齢者からの相談でした。また、当事者の年齢別を見ても、70 代と 60 代が最も多く、73 名 (31.3%)、59 名 (25.3%) で、80 代以上も 34 名 (14.6%) あり、60 歳以上の高齢者が、全体の約 7 割を占め、相談者・当事者ともに、高齢者からの相談が集中した結果になりました。

相談者の職業別では無職が110名と全体の47.2%を占め、給与生活者が62名(26.6%)、家事従事者が38名(16.3%)ありました。当事者の職業別もほぼ相談者の職業別と同様の割合でしたが、無職が133名(57.1%)で、当事者の方が1割ほど増えている結果になりました。(※無職の中には、年金生活者も含まれる)

相談者性別	合計	比率 (%)	当事者性別	合計	比率 (%)
男性	144	61.8	男性	145	62.2
女性	87	37.3	女性	86	36.9
団体	2	0.9	団体	2	0.9
不明	0	0.0	不明	0	0.0
<b>合計 (人)</b>	<b>233</b>	<b>100.0</b>	<b>合計 (人)</b>	<b>233</b>	<b>100.0</b>

相談者年齢	合計	比率 (%)	当事者年齢	合計	比率 (%)
10代未満	0	0.0	10代未満	0	0
10代	0	0.0	10代	2	0.9
20代	13	5.6	20代	11	4.7
30代	9	3.9	30代	9	3.9
40代	31	13.3	40代	22	9.4
50代	37	15.9	50代	22	9.5
60代	60	25.7	60代	59	25.3
70代	65	27.9	70代	73	31.3
80代以上	17	7.3	80代以上	34	14.6
不明	1	0.4	不明	1	0.4
<b>合計 (人)</b>	<b>233</b>	<b>100.0</b>	<b>合計 (人)</b>	<b>233</b>	<b>100.0</b>

相談者職業	合計	比率 (%)	当事者職業	合計	比率 (%)
給与生活者	62	26.6	給与生活者	51	21.9
自営・自由	15	6.5	自営・自由	14	6.0
家事従事者	38	16.3	家事従事者	22	9.5
学生	1	0.4	学生	2	0.9
無職	110	47.2	無職	133	57.1
企業・団体	1	0.4	企業・団体	2	0.8
不明	6	2.6	不明	9	3.8
<b>合計 (件)</b>	<b>233</b>	<b>100.0</b>	<b>合計 (件)</b>	<b>233</b>	<b>100.0</b>

### 3. 販売方法

販売方法	計
店舗販売	25
訪問販売	44
通信販売・ネット販売	38
電話勧誘販売	85
マルチ商法	4
不明	37
合計（件）	233

販売方法は、電話勧誘販売が 85 件（36.5%）と最も多く、次いで、訪問販売が 44 件（18.9%）、通信販売が 38 件（16.3%）の順でした。

今回の 110 番では、電話勧誘販売、通信販売で全体の約半数を占めていることから、電話や通信手段がきっかけになっている事がうかがえました。

### 4. 契約金額

金額	合計
～1万円	3
～5万円	6
～10万円	18
～30万円	13
～50万円	16
～100万円	28
～300万円	46
～500万円	19
～1000万円	29
～2000万円	13
～3000万円	12
～4000万円	3
～5000万円	0
5000万円以上	3
不明	24
合計（件）	233

平均契約額	6,781,906
-------	-----------

契約金額に関しては、100万円から300万円までのものが、46件で全体の19.7%を占めました。

全体的に契約金額が高額な相談が多く見られ、500万円を超えるケースが全体の4分の1あり、契約金額の平均金額は約680万円で、最高額は1億2千万円でした。

### 5. 支払方法

支払方法	合計
現金払い	201
販売信用	6
借金契約	7
不明・無関係	19
合計（件）	233

支払方法に関しては、現金払いが 201 件（86.3%）で、その約 9 割近くが現金払いでした。

6. 種類別分類(110 番専用項目)

種 類	計
特定商取引法関連	23
①点検商法	2
②資格商法	0
③内職商法	2
④マルチ商法	2
⑤催眠（S F）商法	1
⑥送りつけ商法	0
⑦かたり商法	0
⑧特商法関連その他	16
通信販売関連	31
⑨不当・架空請求	17
⑩通販・ネット通販	3
⑪情報商材等	6
⑫出会い系サイト	4
⑬アフェリエイト等	0
⑭通販関連その他	1
金融商品関連	155
⑮未公開株・社債	109
⑯先物取引・オプション	7
⑰匿名組合・ファンド	20
⑱金融関連その他	19
その他	24
⑲振込詐欺等	1
⑳その他	23
合 計	233

サギ商法関連の相談 233 件について、110 番の専用項目として 4 つの種類別に分け集計したところ、上記の表のようになりました。

I. 特定商取引法関連が 23 件 II. 通信販売関連が 31 件 III. 金融商品関連が 155 件  
IV. その他が 24 件 ありました。

そこで、種類別分類の中から、問題点等が抽出できる代表的な相談を、上記の 4 つのケースに絞ったうえで、特に相談の多かった、「III. 金融商品関連」に関しては、1. 未公開株・社債関連、2. 匿名組合・ファンド関連、3. 先物取引・オプション取引関連、4. 金融商品その他、に分けて、次ページより相談事例を紹介します。

## 「サギ商法なんでも 110 番」の相談事例から

### I. 特定商取引法関連の相談事例

①離れて住む母が健康食品店開店の折込チラシを見て、100 円のパンを買いに行ったら、健康講座をやっていた。「血液をサラサラにする」と言われ、高額な健康食品の契約をしてしまったが、解約させたい。

母は、肩こり、身の重さが取れると思って購入した。「血液の流れを良くし、肩こり、からだのだるさが治る」と説明され数種のエキスを配合した錠剤、半年分 10 瓶を購入した。代金は翌日銀行でお金をおろし 50 万円支払った。商品は未開封。本当に効果があるのか疑問なので解約させたい。

(40 代 女性 家事従事者 神奈川県、当事者：60 代 女性 無職 埼玉県)

②高齢の父が、訪問してきた人に「所有している土地を高く売ってあげる」と言われ、所有地の下刈・枝払いの契約をした。代金を払ってしまったが解約させたい。

突然、電話があり「貴方の所有している土地を、700 万円で買いたいという人がいる」「売るためには土地の整備が必要」と言われ、下刈・枝払いの契約をしてしまった。代金は現金で 35 万円支払った。だまされたと思うので、全額返金して欲しい。

(50 代 女性 給与生活者 埼玉県、当事者：70 代 男性 無職 埼玉県)

③高齢の母親に俳句を掲載してあげると勧誘があり、無料と思い俳句を送ったら、その後請求が来た。情報提供したい。

まずファックスが送られ、その後電話がかかってきた。「平和キャンペーンのための雑誌に俳句を掲載してほしい」と言われ承諾をし、自分の作った俳句を送った。無料だと思っていたら、後日請求書が郵送された。その後違う業者からも雑誌掲載したいという通知が送られてきた。その後、度々請求書が送られてきている。

(40 代 女性 給与生活者 東京都：当事者 80 代 女性 無職 東京都)

### II. 通信販売関連の相談事例

①パソコンでネットサーフィン中にアダルトサイトにアクセスし、年齢認証をクリックしたら有料登録になり、請求画面が消えなくなった。対応方法を知りたい。

ネットで検索したサイトから次々にホームページにアクセスしていたら、アダルト動画サイトにつながった。無料だと思い年齢認証をクリックしたら、突然「入会手続き完了」となり、「3 日以内に 7 万円払え」という画面が表示された。この画面はパソコンを何度再起動しても、また表示されて消えない。

(50 代 男性 給与生活者 鹿児島県)

②4 ヶ月前、携帯電話の広告を見て、「必ず儲かる。登録料は無料」というので、パチンコ攻略法の契約をしてしまった。預託金を支払ったが儲からない。

電話で連絡したところ、「攻略法を教えるにはお金を預けてもらわないとダメ」と言われ、

525000 円を振り込んだ。結局、教えられたようにしても儲からず、解約を申し出たがお金を返してくれない。現在、業者とは連絡がつかない。支払ったお金を取り戻したいが、どうすればいいか。  
(20代 男性 給与生活者 東京都)

**③携帯電話の占いサイトに登録したら、複数の出会い系サイトからメールが来た。メールのやり取りにポイントの購入を繰り返し、2000万円近く払った。返金して欲しい。**

1年以上前に占いサイトに生年月日とニックネームを登録したら、「相談にのってほしい」「困っている」という複数のメールが来た。サイトは全部で7社。10人近くの相手とメールのやり取りを1年近く続け、銀行振込やクレジットカード払い、コンビニ決済で数百回、計2000万円近く支払ってしまった。サイト名等の詳細は覚えていない。困りごとの相談やお金の援助の打ち合わせなどのメールのやり取りの途中でポイントがなくなったため、途中でやめられなかった。家族等から借金して払ってきたが、もう無理なので、お金を返してほしい。  
(40代 女性 給与生活者 和歌山県)

### Ⅲ. 金融商品関連の相談事例

#### 1. 未公開株・社債関連の相談事例

**①電話勧誘を受け購入した未公開株。販売会社とは連絡が取れない。発行会社からお金を取り戻すことはできるか。**

5年前に電話勧誘を受け、販売会社からもうすぐ上場すると説明を受け未公開株を購入した。投資組合へも出資して、合計2000万円ほど支払った。すぐに上場するという話だったが、いまだに上場しない。販売会社とは2年前から連絡が取れない。株の発行会社とはまだ連絡が取れるが、上場して利益を出す状況ではない。今から発行会社からお金を取り戻すことは可能か。  
(60代 男性 給与所得者 長野県)

**②1年前に高齢の父が自宅に訪問され、近々上場すると言われ未公開株を購入。家族が警察へ被害届を出した。数日前、「被害者リストを見た、被害回復の為に金が必要」という電話がきて、父がお金を出す準備をしていた。**

1年前の業者に関しては家族から警察へ被害届を出し、未公開株の販売会社は現在も捜査中。数日前の業者は、父に電話で被害を回復してあげると説明したようだ。ファクスでも振込用紙が届き、別の家族が見つかり、父に振り込みを止めさせた。その後も一人暮らしの父に電話がかかっているようで困っている。  
(80代 男性 無職 埼玉県)

**③電話勧誘で転換社債を購入後、高額で買い取ると別の業者から電話があり、次々に追加購入をしてしまった。その後両社と連絡が取れなくなった。**

A社よりパンフレット送付された後に電話があり、「配当10%、1年物の転換社債」と言われ50万円支払い契約した。2~3日後、別のB社から電話があり「欲しがっている人がいるので高額で買い取る」といわれたので、B社に売れると思い、次々にA社から転換社債を追加で購入し、計700万円払ってしまった。その直後、両社と連絡が取れなくなってし

まった。お金を取り戻すことはできるか？警察へはすでに相談済み。

(60代 男性 給与所得者 宮城県)

**④一口10万円の私募債を200万円購入。200万円取り戻すための弁護士を紹介するから別な株を買ってほしいと言う電話が来たが信用できるか。**

「アフリカに投資する、社長はテレビでも紹介されている」と言われ、年12%の利息にひかれ100万円契約した。その後「大口の投資家が亡くなり、追加で100万円増額すれば権利を得られる」と言われ100万円支払った。利子は最初は支払われていたが、最近は遅れたり支払われなかったりしている。最近になって被害を取り戻してあげるから別の株を買ってほしいという電話があり、どうしたらよいかわからない。

(70代 女性 無職 埼玉県)

**2. 匿名組合・ファンド関連の相談事例**

**①高齢の父のところへ行ったら、海外で石炭を採掘し輸出して利益が出るという業者に1460万円出資していたことが分かった。また追加で500万円出資するつもりなのでやめさせたいが、父は業者を信じてやめようとしなない。**

自分は海外に住んでおり、1年に一回帰国している。90歳近い父はマンションに一人暮らしをしており、手堅い人だったので安心していたが、今回帰り様子を見に行ったら、ある業者の出資社員になる契約をしており、9月に何度かに分けてお金を振り込んでいる事が分かった。父は「業者を見に行ったら立派な社長さんだった」と言って信じている。1口10万円で既に1460万円を支払い済みだが、さらに追加で500万円払うというので止めている。

(50代 女性 家事従事者 神奈川県：当事者 80代 男性 無職 東京都)

**②電話勧誘後訪問された。私募債不動産ファンドを勧められ、1600万円支払ってしまった。業者は今年家宅捜索を受け配当入らず。現在は法律事務所が事務をしているが返金ゼロという。返金してもらえないか。**

少人数私募債不動産ファンドを勧められた。「このまま郵便局・銀行に置いておくより私に任せてください。利子は巨額」と言われ契約した。何回にもわたり、計1600万円を振込んだ。1年位は月々8万円配当があったが、もらった配当も出資してしまった。今は銀行通帳も空になってしまった。今年2月に業者が家宅捜索を受け、その後法律事務所が事務を引き継いでいる。しかし返金はできないと言われる。泣き寝入りするしかないのか？

(80代 女性 無職 宮城県)

**③1年以上前知人に誘われエコビジネスの事業に2340万円投資した。3回配当があったがその後業者と連絡がつかなくなってしまった。どうしたらよいか。**

ボイラーの燃料を大学教授と共同で研究している事業への投資を勧められた。3年間毎月配当を出しつつでもやめられ、解約申し出から2週間後に全額返金すると言われたので2340万円投資した。合計450万円が3回に分けて配当として振り込まれたが、その後社長が入

院したとの連絡後電話が繋がらなくなった。社長名で必ず全額返金しますと書かれた書面が7ヶ月前届いたが、書かれていた電話は今は繋がらない。

(40代 男性 給与生活者 鹿児島県)

### 3. 先物取引・オプション取引関連の相談事例

**①約2年前に電話勧誘後訪問があり、金のオプション取引を勧められ契約した。夫に内緒で1800万円支払った。配当が400万円払われた後、業務停止されてしまった。返金してもらえるか。**

2009年1月、金のオプション取引を勧める電話があった。相手にしなかったが、男女3人で訪問された。何回も勧められ信用し契約してしまった。7回に分け1800万円を振り込んだ。毎月配当がされていたが、2010年7月分が配当されなかったため、販売会社へ電話したら、警察に捜索され事実上閉鎖と言われた。その後法律事務所が破産申し立て事務代行をしている。2か月以内に破産申立手続きすると言っているが、約束が守られない。今からでも返金可能か。

(50代 女性 家事従事者 千葉県)

**②5年前電話で先物取引を勧められ、断ったのに自宅に来られ断わり切れず契約してしまった。3年間で527万円支払ったが現在19万円になった。納得できない。**

断って電話を切っても「なんで切ったんだ!」と言われた。それでも断ったが突然自宅に来て土間に座りこみ説明を聞かされた。次の日は課長と二人で来て断わり切れず契約。200万円振り込んだが半月後追証が必要になり、振り込まないと200万円は取り返せないとと言われてしかたなく250万円を振り込んだ。その繰り返しで総額527万円振り込んでしまった。2年前約19万円の残高報告書が届いたので、約束と違うと突っぱねた。1年半前に示談したいと言ってきたがそれも無視し現在にいたっている。無料法律相談にも相談したが、具体的なアドバイスはなかった。

(70代 男性 無職 新潟県)

**③妻が電話で「金相場が儲かる」と勧誘され断った。話を聞くだけと訪問され、金相場(CFD取引)の契約をしてしまった。3回にわたり1200万円を支払ったが、追加支払いを要求されている。解約したい。**

妻が、訪問された際に、「今注文が殺到している。抽選で取引する人を選んでいる」などと説明され、息子のような担当者を信用して80万円を5口で400万円渡した。翌日「1千万円投資すれば特例があり、絶対儲かる」と言われ、追加で400万円を渡し、さらにその後400万円を追加。3週間後に販売員の上司が「560万円損が出たので払って欲しい」と連絡があり、だまされたと気付いた。全額返すように言ったが、お金が戻らない。4日前に「支店がなくなる」と担当者が言ってきた。

(80代 男性 無職 山梨県、当事者：70代 女性 無職 山梨県)

### 4. 金融商品関連その他の相談事例

**①長年預金していた銀行で、株ではないと言われ投資信託の契約440万円を、定期預金400**

**万円と一緒にしたが、今春 200 万円の損が出た。苦情を言ったところ、金融 ADR を紹介された。しかし、金融 ADR のあっせん案に納得できない。**

銀行に騙されるとは思わず、窓口の女子行員が「利子が高い預金だ」と言うので家を処分したお金を預けた。預金と思っていた半分が投資信託であり、3 月に清算されて 200 万円以上損が出た。銀行で紹介された金融 ADR に相談しあっせんを 2 回受けたが、あっせん案は「銀行の手数料分 25 万円を返金する」との案であり、とても納得できない。「契約書類にサインし印鑑を押したのはあなただ」と言われたが、納得できない。

(80 代 女性 無職 東京都)

**②半年前に買った外国資本の株を「今 104 万円程度利益が出ているので売るように」と証券会社担当者に言われ売却した。届いた報告書を見ると日本円では 120 万円の損失になっている。報告書通りの正しい数字を言われたら売らなかった。**

外国資本の会社の株を 300 株、1500 万円ほど買った。「104 万円と日本円で利益が出ている。売って別の株を買うように」と証券会社の担当者に言われた。届いた報告書を見たら、120 万円の損失になっていた。納得いかず、店に言って内部管理者を出して欲しいと頼んだが、管理者を出してくれない。詳しい説明もないので納得がいかない。

(70 代 男性 無職 大阪府)

**③3 ヶ月前、80 代の母が電話勧誘で「イラク紙幣の価値が上がるので、今購入すると儲かる」と勧められ、300 万円分購入してしまった。詐欺なので返して欲しい。**

母のところに立派なパンフレットが届き、その後、事業者から「イラクの平和が莫大なリターンをもたらす。イラク紙幣を今買っておくと、価値が上がるので莫大な利益になる」と電話で説明された。母は今年の 8 月から 3 回に渡り計 300 万円を振り込んだ。25000 イラクディナール紙幣が 30 枚送られてきているが、国内では換金・両替できないと分かった。だまされたと思う。現在、事業者とは連絡がとれない。

(50 代 女性 給与生活者 長野県、当事者：80 代 女性 無職 長野県)

#### **IV. その他の相談事例**

**①「クレジットカードを現金化」という立看板を見て、店に夫のカードを持って行った。夫のカードだからと言われ、駅の自動券売機で特急回数券を買うように指示された。店から手数料として 20% を引かれた額の現金を受け取ったが、クレジットの返済ができない。**

家族のためにお金が必要だったが、貸金業法が改正されたので、どこのサラ金からも借りられなくなって困っていたところ、「即日融資、合法、保証人不要」という広告を見て業者に行った。「いくら必要か」と聞かれ、「6 万円」と言うと、特急回数券を 2 枚 (約 82000 円) をカードで購入するように指示された。特急回数券と引き換えで現金 65600 円を受け取った。その後カード会社から購入代金の請求をされているが、返すことなど出来ないの

(70 代 女性 無職 埼玉県)

## V.【まとめ】

「サギ商法なんでも 110 番」と題しておこなった今回の電話相談の目的には、消費者が日常「だまされた」と思う相談とはどういう種類のものがあるのかを知ることでした。消費生活の多方面から相談が入ることを期待していましたが、約 7 割は金融関連の相談で金額的にも高額なものでした。そして、サギ的な商法に騙されたというだけでなく、本当の詐欺の被害だろうという相談も複数ありました。

金融関連相談の中で突出して多かったのが、「未公開株」「社債」「転換社債」「匿名事業組合」「投資ファンド」に関する相談でした。相談者は 60 代以上の高齢者に多く、契約金額も高額で、平均金額は 680 万円で、最高額は 1 億 2 千万円にのぼりました。

今回の 110 番では、相談者全体の 6 割以上が 60 代以上であり、契約当事者の無職の割合も 6 割近かったことから、人生の終盤を迎えた年金生活者が永年蓄財してきた老後の資金を、悪徳業者に狙われて、騙される構図が見えてきた気がします。

また、当協会がこれまで毎年行ってきた 110 番事業の中で、これほど実体の見えない、金融関連の多種多様なサギの商品の勧誘が、全国的に行われている現実を見せつけられたことはありません。2 日間の電話相談だけでこれだけの被害者の声が入ったのですから。声を出さない、出せないでいる消費者、被害者が全国にどれほどいるのか、想像するのが怖くなります。

相談のほとんどが、複雑で難解な商品として金融知識の乏しい消費者を狙っており、一見真面目な金融マンを装った販売員から高齢者が何度も懇切・丁寧に紹介され、親切さを信用して言葉巧みに売られている状況が窺えました。そして、騙されたと消費者が気づくのは、販売会社・発行会社ともに連絡が取れなくなつてからのケースが多く見られ、被害回復が困難な相談が多く寄せられました。

金融商品以外の相談では、比較的若い世代や壮年層の世代で、日常生活にブロードバンドが普及しインターネットを当たり前を使いこなしている消費者が、携帯電話やパソコンを使った不当請求・架空請求に相変わらず悩まされ不安がる相談や、過去に訪問販売で高額な契約をした消費者を狙う二次被害、消費者庁や警察庁も注意を呼び掛けている買取屋に関する相談（クレジットカードの現金化）や振り込め詐欺、さらにはお墓に関する相談など多種多様なものでした。

毎年 110 番のテーマを実行委員会で決めるときに、今の時代・世相を映すようなものを取り上げて来ました。今年のテーマを「サギ商法」にしようとした際に、実行委員以外の内外関係者から「サギは犯罪であって、サギ商法というのはおかしい」との意見を戴きました。確かに詐欺は、刑法で警察が取り締まるべき犯罪行為です。

しかしながら、日々消費者相談窓口で、消費者から電話を受けている相談員には、相談してくる方々が「サギに合ったんです。騙されました！」と訴えられることを多く体験しています。消費者の多くが、詐欺の定義など理解できていないのです。だまされること＝詐欺という意識の消費者が多いのだと思います。その事を今回の 110 番で、立証し、騙される背景と内容に何があり、その陥穽に現法律の効果の有無を確認、改正提言をするべく臨んだ 110 番でした。

結果的には、電話が途切れる事がないほどの相談が入り、詐欺集団の被害に遭っている消費者が如何に多いのかということを実感しました。そして、高齢者が、自分の財産を騙し取られても、今まで誰にも相談できずに、または自分が悪かったと諦めてしまった事情を、初めて私たちが受け止めた2日間でした。

以 上